平成２５年（フ）第１６４９号
福岡市博多区山王２丁目７番21―401号
破産者　岡　　徹
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５９８号
横浜市港北区大倉山６丁目16番８号
破産者　武内　忠樹
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９７７号
神奈川県大和市鶴間２丁目13番16号
破産者　市川　光美
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８４号
新潟市江南区曽野木１丁目１番３号　市営曽野木住宅えぞまつ棟553、住民票上の住所福島県南相馬市原町区雫字山畑150番地
破産者　高平美和子
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９９５号
広島市南区翠５丁目21番５号
破産者　益田　裕美
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１９号
徳島県板野郡藍住町富吉字豊吉２番地１
破産者　徳元啓三郎
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１２号
福岡県飯塚市花瀬157番地１　社会福祉法人いい穂会ショートステイいいづか、住民票上の住所福岡県嘉麻市九郎原2874番地１
破産者　長留　元由
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第２４８号
三重県四日市市高浜町９番30号
破産者　株式会社鍛冶宗
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１９０９号
福岡県福岡市博多区立花寺１丁目３番５号
破産者　株式会社日進
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１３０号
札幌市厚別区もみじ台東６丁目７番１号
破産者　株式会社サンエス理美容
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８６号
栃木県小山市東城南５丁目12番19号
破産者　濵野　　孝
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７０６号
栃木県鹿沼市上野町23番地１
破産者　阿見　昭育
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５４号
栃木県那須郡那須町大字富岡631番地25、開始決定時の住所栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁229番地19
破産者　石川　洋雄
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８０号
栃木県宇都宮市上野町6071番地　県営うえの住宅５棟41号
破産者　上野　律子
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７８号
埼玉県草加市谷塚上町431番地の３
破産者　有限会社中和運輸
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６１２号
広島市東区光町１丁目９番２号
破産者　ＮＥＸ－ＴＲＥＮ．合同会社
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６３号
青森市問屋町１丁目９番14号
破産者　有限会社〆一石郷岡商店
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６０号
宮崎県都城市都北町6020番地
破産者　株式会社マツヤマ
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１６０号
青森県八戸市大字中居林字綿ノ端23番地１　カーサ・ボスケット101、開始決定時の住所青森県八戸市大字石手洗字駒ケ沢13番地13
破産者　高橋　信明
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係